

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名等	項目	頁	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
1	実施方針	災害時への対応可能な施設	2	1	(6)	⑤			災害時（インフラ供給停止時）の給食提供や炊き出しの実施について貴市の方針をご提示ください。 又、想定されている提供品目や、一日あたりの提供食数等をご提示頂けないでしょうか。	センターのライフラインが使える場合において、市が別途備蓄する食糧品等（アルファ化米、レトルトカレーなどを想定）を温める程度を想定しています。一日あたりの提供可能食数については事業者提案に委ねます。
2	実施方針	災害時への対応可能な施設	2	1	(6)	⑤			「福島市地域防災計画」に基づく災害時の炊き出しを担える施設とする、とありますが、炊き出しに関する具体的な要求事項についてお示しください。（施設スペック等にも影響してきます）	No.1を確認ください。
3	実施方針	災害時への対応可能な施設	2	1	(6)	⑤			具体的に炊き出しに使用する部屋の指定、調理機器の指定、食数、調理内容等決まっていれば教えてください。	No.1を確認ください。
4	実施方針	災害時への対応可能な施設	2	1	(6)	⑤			上記同様、具体的に施設が備えるべき内容を提示願います。（米の備蓄などは必要か等）	事業者負担での備蓄は不要です。
5	実施方針	事業範囲	3	1	(7)	③	ア	(h)	(h)その他関連業務がございますが、交付金申請業務、近隣対応・対策業務等を含むの業務量はどの程度考えれば宜しいのでしょうか。	交付金申請に必要な図面等の作成・整理等を想定しています。近隣対応・対策業務については提案内容に合わせた適切な業務量を見込んでください。
6	実施方針	事業の範囲	3	1	(7)	③	ウ	(c)	維持管理業務の項に（c）付帯施設保守管理・修繕業務と記載がありますが、要求水準p.35「IV維持管理業務」には記載がございません。誤記載でしょうか。	建物保守管理・修繕業務の業務の対象に付帯施設も含んでいます。
7	実施方針	事業の範囲	3	1	(7)	③			「調理備品」「運営備品」「事務備品」と出てきますが、それぞれの用語の定義をご教示ください。また、維持管理業務において、「調理備品」は保守管理・修繕業務の対象外との理解で宜しいでしょうか。	前段について、それぞれの用語の定義を修正追記しました。 後段について、調理備品も運営備品等保守管理・修繕業務に含みます。
8	実施方針	設計及び建設対価に係る消費税及び地方消費税の支払い	4	1	(7)	⑤	(ア)		建設一時金の一括支払い時には、割賦払分の元本分に対する消費税及び地方消費税も、内閣府からの通知に従って、一括して支払われることを確認させてください。	建設一時金の一括支払い時には、消費税及び地方消費税も一括して支払います。
9	実施方針	開業準備業務対価の支払時期	4	1	(7)	⑤	(イ)		開業準備に係る対価の支払い時期が、維持管理・運営業務に係る対価支払いの第1回目の支払い時期となっています。 この方法ですが、令和7年2月から3月に実施・提供が完了した役務提供業務の対価が、令和7年8月まで受けることができません。設計及び建設業務対価のうち、割賦払いの第1回目の支払いが、令和7年5月になる（令和7年1月末所有権移転完了による2月・3月分を、4月に請求する）と思いますので、同時期での支払いに変更をお願いします。	ご提案のとおり変更します。

実施方針に関する質問・意見に対する回答

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
10	実施方針	配膳室整備業務	4	I	1	(7)	④	(a)		市で実施する当該業務については、本事業で事業者が調達する配送車のスペックにも影響します（配膳室によりつけるか、パワーゲート車とすべきか、など）。本提案において配送車のスペックは事業者提案となっていますが、提案段階において、各配送校の見学や、配膳室の設計図面をご提示いただくことは可能でしょうか。	募集要項等公表時に現段階の図面を示します。配膳室の新設等については未設計のため、選定後、事業者と協議して決定する予定です。また、各配送校の見学も可能です。No.21の回答をご確認ください。
11	実施方針	地域地区	6	II	1	(2)				要求水準書添付資料1によると、計画地には農地が含まれているようですが、農地転用手続き等は済まされていると考えてよろしいでしょうか。	農地転用の手続きについては、公募までには完了することを想定し、令和4年2月に申請予定です。
12	実施方針	土地の所有	6	II	1	(3)				計画地に民地が含まれているとのことですが、今後貴市による民地の取得は予定されているのでしょうか。	公募までには民地を購入取得（一部市が地権者と賃貸借契約を締結）する予定です。
13	実施方針	土地の所有	6	II	1	(3)				計画地に含まれる民地の範囲をご教示ください。	福島市飯坂町平野字扇田9-3の民地については、賃借となる予定です。
14	実施方針	土地の所有	6	II	1	(3)				計画地に含まれる民地の範囲において、計画上の制約等がございますでしょうか。	No.13の民地の現況は水路であり、粗造成後も既存のままの予定です。
15	実施方針	接道条件	6	II	1	(5)				接道先の道路幅員については記載があるのですが、接道幅についてもご教示ください。	前面道路の幅員は17.0m、接道幅は約8mです。実施方針等を修正します。
16	実施方針	事業期間終了後の措置	6	II	1	(7)	⑧			事業期間終了後に、良好な状態で市に引き継ぐこととありますが、「良好」とはどのような状態をお考えでしょうか。稼働する、クリーニングする程度が一般的と思われるが、その様な状態でもよろしいでしょうか。	要求水準を満たしている状態とします。ただし、経年劣化は許容します。
17	実施方針	土地の所有	6	II	1	(3)				「土地の所有に民地とありますが、事業開始までには市の所有地となるとの認識でよいでしょうか。事業者として、民間土地所有者との土地の賃貸借契約等は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	No.12の回答をご確認ください
18	実施方針	敷地に関する事項	6	II	1	(3)				土地の所有は「福島市所有地及び民地」とありますが、整備開始までに貴市が購入するのでしょうか。又は、貴市が地権者と土地賃貸借契約を締結するのでしょうか。ご教示ください	No.12の回答をご確認ください
19	実施方針	地域地区	6	II	1	(2)				市街化調整区域による、騒音・振動規制値および悪臭防止法に基づく臭気指数の制約がありましたら教えてください。	福島県生活環境の保全等に関する条例及び福島市公害防止対策条例のとおりです。悪臭防止法による制約はございませんが、周辺への影響は考慮してください。
20	実施方針	敷地に関する各種法規制等	6	II	1					敷地内の土壌汚染や地中障害物はないものと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染等については現状は把握しておりません。

No.	資料名等	項目	頁	Ⅰ	1	(1)	①	ア			質問・意見	回答
21	実施方針	募集及び選定スケジュール	8	Ⅲ	3						配送車の仕様を選定する為に、令和4年春休み期間中に各校の配膳室見学の機会を頂けないでしょうか。	現在の配送対象校のみ見学を可とします。見学を希望の場合は、メールでお問い合わせください。 kyouiku-sk@mail.city.fukushima.fukushima.jp
22	実施方針	募集及び選定スケジュール	8	Ⅲ	2						個別対話の実施時期については、募集要項等に関する第1回質問に対する回答公表後に実施していただけるとの認識でよいでしょうか。（質疑回答の内容を見たうえで、個別対話で追質問を行いたい場合もでてくると思料します）	個別対話の実施時期は、募集要項等に関する第1回質問に対する回答の公表前とします。 なお、各社が提出された質問に対する回答の案は準備します。
23	実施方針	現地見学	9	Ⅲ	4	(2)					現地見学の実施期限はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	実施方針	構成企業等の明示	11	Ⅲ	5	(2)					Ⅰ 1 (7) ③に示す事業者が行う業務にあたらぬ業務を行う場合には、実施方針14頁6 (2) ⑥で示される、「その他業務を行う者」として「その他企業」としての参加になると理解しますが、当該その他企業が特別目的会社に出資する構成企業として参加する事は可能と理解して宜しいでしょうか	ご理解のとおりです。
25	実施方針	複数応募の禁止	11	Ⅲ	5	(4)					「市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成企業（代表企業を除く）又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。」とありますが、ここでいう事業者は特別目的会社を指すと考えられますので、選定されなかった構成企業等は特別目的会社から直接業務を受託することが可能であると考えてよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	実施方針	事業者の募集及び選定に関する事項	12	Ⅲ	6	(1)	⑥				『公告日から優先交渉権者決定までの間』とありますが、『参加資格確認基準日から優先交渉権者決定までの間』と変更していただけないでしょうか。 実施方針P11.Ⅲ.5(5)④でも参加資格確認基準日以降となっています。『公告日から』を「参加資格確認基準日から」と変更をお願いいたします。	ご提案のとおり修正します。
27	実施方針	応募者の備えるべき参加資格要件	12	Ⅲ	6	(1)	⑥				共通の参加資格要件として、公告日から優先交渉権者決定までの間に、入札参加停止期間中でないこと。と記載がございます。通常の福島市一般競争入札と同じく、公告日時点ではなく、参加資格申請日から指名停止でないこととして頂きました	No.26をご確認ください。
28	実施方針	参加資格要件	12	Ⅲ	6	(2)	①	オ			設計を複数のもので実施する場合は設計共同体（設計JV）を構成し、その代表構成員（代表設計者）は、福島市内に本店又は支店を有する者又はそれ以外の者のいずれかで良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
29	実施方針	参加資格要件	13	III	6	(2)	②	オ		工事監理を複数のもので実施する場合も設計共同体（設計JⅤ）を構成し、その代表構成員（代表工事監理者）は、福島市内に本店又は支店を有する者又はそれ以外の者のいずれかで良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	実施方針	建設業務を行う者の資格要件	13	III	6	(2)	③			「市内に本社・本店等を有する市内企業を加えるように努めること」とされているなかで、③建設業務を行う者に対してのみ、ア・イ・ウの要件を全ての企業が満たすことが求められていますが、全ての企業が満たす要件は「ア・イ」の2点であり、現記載は誤記であることを確認させてください。	原案のとおりです。
31	実施方針	建設業務を行う者	13	III	6	(2)	③			「なお、複数のもので実施する場合には、ア、イ、ウの要件を全ての企業が満たし、」とあり、福島市内に本店又は本社を有しない建設企業には参加資格がないとのことですが、そのように設定された理由についてご教示ください。	本事業に関する市場調査結果を踏まえたものです。
32	実施方針	応募者の備えるべき参加資格要件	13	III	6	(2)	③			「安定した事業推進」と「市内業者との連携」を踏まえ、建設企業におきましても設計企業と同様に、福島市内に本社又は本店を有する企業の参加を義務付けながらも、市外企業の参加もお認め頂きたく、参加資格要件の一部見直しをお願いいたします。	原案のとおりとします。
33	実施方針	個別の参加資格要件	14	III	6	(2)				運營業務のうち、配送・回収業務のみ企業が行う場合の個別の参加要件については、「⑥その他業務を行う者」での参画との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	実施方針	特別目的会社の設立等	14	III	7					特別目的会社の所在地を本事業用地として登記（施設竣工後に移転）することは可能でしょうか。	可能です。
35	実施方針	特別目的会社の設立等	14	III	7					特別目的会社の所在地は事業予定敷地内でもよろしいでしょうか。	よろしいですが、事業期間終了後も特別目的会社を存続する場合は移転してください。
36	実施方針	地域経済への配慮	14	III	6	(3)				「市内に本社・本店等を有する企業を置く市内企業」とありますが、「等」とありますので、市内に支店や営業所を有する企業も「市内企業」に含まれない認識でよろしいでしょうか。地域貢献に該当する「市内企業」の定義を明示ください。	ご理解のとおりです。市内企業とは、「市内に本社または本店を有する企業」です。等は誤表記のため修正します。

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア		質問・意見	回答
37	実施方針	用地リスクに対する負担者の考え方 (設計・建設段階/建設リスク)	17	IV	1	表1	No.33			市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物以外によって、工事期間の延長や工事費の増加が生じた場合、「市は対応費用の負担等について協議できるものとする。」とのことですが、当該事項は市が全額負担することがリスク分担の原則と考えます。 そのため、現在、市と事業の双方に負担者としての●が付されていますが、市のみが●（負担者）であり、事業者は△（市の負担が合理的と認められないものに限る）となることを確認させてください。	市のみの負担に修正します。
38	実施方針	リスク分担の方法等	17	IV	1	(2)	34			事業用地の土壌汚染及び地中障害に関するもの（市が公表した資料から合理的に推測される・・・を除く）のリスク分担が事業者負担となっておりますが、この事項については、土地の所有者または地権者の責任、負担と考えられますが、宜しいでしょうか。	No.37の回答をご確認ください。
39	実施方針	リスク分担表	17	IV	1	(2)	表1	33		33「事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物は除く）」のリスク分担は、全て市の負担とするのが適切だと考えます。また、土壌汚染の調査報告書、地中障害資料、土地の履歴が分かる資料等がございましたら開示願います。	No.37及びNo.20の回答をご確認ください。
40	実施方針	表1 リスク分担表 (案)	17	No.33						No.33の場合においては、帰責事由は市側であると思われるので、全額市の負担とすることが妥当であると考えます。	No.37の回答をご確認ください。
41	実施方針	リスク分担の方法等	17	IV	1	(2)	37			工事遅延・未完工リスクについて、新型コロナウイルス感染症や、その他不可抗力に起因する資機材の納入遅延や、労働者不足による工事遅延や未完工についてのリスク分担はどのようになりますでしょうか。	新型コロナウイルス感染症にかかるリスク分担はリスク分担表のNo.36をご確認ください。 その他不可抗力に起因するリスクはリスク分担表No.16, 17によります。 労働者不足について、事業者が感染予防などに最善の努力を行っているにもかかわらず、本事業の現場でクラスターが生じ、一時的に労働者不足となる状況であれば、No.36によります。 一方で、新型コロナ感染症による労働市場の変化により労働者が不足する場合のリスクは、事業者負担です。

No.	資料名等	項目	頁	I	1	(1)	①	ア			質問・意見	回答
42	実施方針	リスク分担表（案）	18	IV	1	(2)				表1	No.74「運営費用増大リスク」について、交通事情悪化による運営費増加は、事業者ではコントロール出来ない事象も十分に発生しうると考え、その際のリスクまでを事業者が無条件ですべて負うことは出来兼ねると考えます。内容に応じた協議を可能として頂く意味でも、貴市に△を追記して頂きたく、ご検討をお願い致します。	リスク分担は原案どおりとします。 沿線開発等・道路工事等による交通事情悪化の影響は織り込んだ提案としてください。ただし、大規模かつ長期継続する通行止め等が行われ、配送に多大な影響が生じる場合には協議は可能とします。
43	実施方針	リスク分担表	18	VI							No.72.73配送及び配膳遅延のリスクについて、市の責でも事業者の責でもない場合（交通事情や悪天候など）、通常想定できない要因によるものは事業者でコントロールできないため、市の責任としていただきますようお願い致します。	リスク分担は原案どおりとします。 ただし、特別・大雨・暴風・暴風雪・大雪警報のいずれかが発令された場合や、通常想定できない要因による配送及び配膳遅延に関して、モニタリングにおける減額対象としないこと等については協議できるものとします。 また、確率年が100年を超えるような発生頻度の小さな事象によるものについては、不可抗力とみなす場合があります。
44	実施方針	リスク分担表	19	IV	1	(2)					「*6 事業期間中に一定以上の給食数が増減する場合は～」とありますが、全体食数に対して、どの程度の割合を想定されていますか。	現状は要求水準書表1-5 児童生徒数推計に示すとおり、減少を想定しています。 当初に想定した食数に対して2割増減した場合に協議できるものとします。
45	実施方針	リスク分担表									基準金利確定までの変動リスクについてお示しください。	金利変動リスクは市の負担とします。